

認定基準（水産庁基準）

1 氏名又は名称及び住所

許可を受けた者とは、所有者の意味であるから、それが相違するときは認定できない。ただし、あらかじめ改名、改称、住所の変更等につき農林水産大臣に対して届出がある場合には、その届出に基づいて認定して差し支えない。

2 船名

船名が許可と相違するときは認定できない。ただし、あらかじめ船名の変更につき農林水産大臣に対して届出があった場合には、その届出に基づいて認定して差し支えない。

3 漁業種類又は用途

漁船の構造又は漁労設備等の装備が許可を受けた漁業種類のものとは異なるとき(例えば、まき網漁業で許可を受けた漁船がトロールウインチを装備している、一本釣り漁業で許可を受けた漁船がネットホーラーを装備している等)は認定できない。ただし、複数の漁業に従事し漁期により漁労設備を換装する漁船については、認定時において装備されていない漁労設備があっても、当該漁業に従事することが明らかである場合には認定して差し支えない。

4 操業区域及び主たる根拠地

許可と異なるときは、認定できない。ただし、根拠地については、同一都道府県内であつて漁業の許認可上差し支えないときは、異なっても認定して差し支えない。

5 船質

許可と異なるときは認定できない。

6 長さ、幅、深さ及び総トン数

長さ、幅、深さ及び総トン数のいずれか一つが、工作上又は測定上やむを得ないと認められる下記に掲げる誤差の範囲を超えるとときは認定できない。

(1) 次の表の左欄に掲げる船質区分に応じ、その長さ、幅、深さの許可との相違がそれぞれ右欄に掲げる範囲以内

船質区分	主要寸法	範囲
鋼船及び 軽合金船	長さ	0.3%又は10cmのうちいずれか大なる値
	幅	0.5%又は4cmのうちいずれか大なる値
	深さ	0.5%又は3cmのうちいずれか大なる値
FRP船	長さ	0.5%又は10cmのうちいずれか大なる値
	幅	1.0%又は6cmのうちいずれか大なる値
	深さ	1.0%又は3cmのうちいずれか大なる値
木船及び 木鉄交造船	長さ	3%
	幅	3%
	深さ	3%

(2) 総トン数（船舶原簿若しくは船舶国籍証書又は都道府県測度によるもの）と許可の総トン数との相違が、許可の総トン数に応じ、次の範囲以内

- イ 許可総トン数 30 トン未満
許可総トン数の 10%
- ロ 許可総トン数 30 トン以上 50 トン未満
許可総トン数から 30 を控除した値の 5 %に 3 を加えた値
- ハ 許可総トン数 50 トン以上 200 トン未満
許可総トン数から 50 を控除した値の 2 %に 4 を加えた値
- ニ 許可総トン数 200 トン以上
許可総トン数から 200 を控除した値の 1 %に 7 を加えた値

7 推進機関

種類、馬力数又はシリンダ数及び直径が許可の内容と異なるときは認定できない。総トン数 20 トン未満の漁船(ジーゼル機関を推進機関とするものに限る。)にあっては、推進機関の制限装置に封印が取り付けられていない場合も認定できない。

動力漁船の性能基準

- 1 計画総トン数が20トン未満の漁船（単胴船に限る。）にあつては、船舶の幅と深さの比が2以上であること。
- 2 計画総トン数が40トン未満の漁船（漁船法第4条第1項第1号に掲げる漁業にのみ従事する漁船及び官公庁船を除く。）にあつては、推進機関の馬力数が、別表の上欄に掲げる計画総トン数に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる馬力数以下であること。
- 3 計画総トン数が20トン未満の漁船（ジーゼル機関を推進機関とするものに限る。）にあつては、推進機関に燃料の最大噴射量をその機関の構造上安全な噴射量に制限する装置及び機関の最大回転数をその構造上安全な回転数に制限する装置が取り付けられているものであること。
- 4 特別の理由により前三項の基準によりがたい漁船については、これらの規定にかかわらず、漁船法第4条の許可を申請した者の申し出により農林水産大臣が適当と認めて指示した性能を有するものであること。

別表

計画総トン数		推進機関の馬力数	
	4.0トン未満	330キロワット	(70)
4.0トン以上	6.0トン未満	450キロワット	(90)
6.0トン以上	10トン未満	540キロワット	(120)
10トン以上	15トン未満	670キロワット	(160)
15トン以上	20トン未満	890キロワット	(190)
20トン以上	30トン未満	1,010キロワット	(250)
30トン以上	40トン未満	1,130キロワット	(310)

備考 推進機関の馬力数の欄中（ ）内の数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関に適用する。

備考

農林水産大臣から動力漁船の建造又は改造の許可を受けた方において、しゅん工又は工事が完了した時は、農林水産大臣の許可を受けて下さい。